

2025年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

刑 法 問 題

《 15 : 30 ~ 16 : 50 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【刑 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問〕に答えなさい。

Xは、Aによって巻き込まれたトラブルに辟易し、Aを殺害することを決意した。Aは、住宅街にあってAが所有する戸建て住宅（以下「A宅」という。）に一人で住んでいた。Xは、一人暮らしのAを狙って、深夜、A宅に立ち入り、Aを包丁（刃渡り15センチメートル）で殺害し、その後、A宅に放火し、Aの死体をA宅と一緒に燃やしてしまう計画を立てた。

Xは、翌日の深夜、A宅に立ち入り、寝室で眠っているAの首付近を、上記包丁で切りつけ、Aは、後頸部に損傷を負った。しばらくすると、Aが動かなくなったため、Xは、Aが死亡したものと思った。Xは、用意してきた灯油を同寝室の床に撒いて、ライターで新聞紙に火をつけ、その新聞紙を床に投げると、火は燃え広がり始めた。Xは、A宅を出て、逃走した。

Aは、Xに切りつけられたことにより負った後頸部の損傷により、そのまま放置されれば、高い確率で失血死する状況に陥っていたが、Xが火をつけた時点において、なお生きていた。しかし、火が、同寝室の床から壁全体や天井に燃え移り、これらを燃やし尽くし、Aは、熱によるショックを原因として窒息して死亡した。

〔設問〕

この事例におけるXの罪責について、論じなさい（住居等侵入罪、建造物等損壊および同致死傷罪ならびに特別法違反の点は除く。）。

2025 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【B 日程：刑法】

《出題趣旨》

A を殺害した後、A 宅を放火して、A の死体と A 宅を燃やす計画のもと、X が A を切りつけて、A が死んだものと勘違いし、A 宅を放火したが、実際には、なお生きていた A が、放火に伴う熱によるショックを原因として死亡したという事案について、X の罪責を論じることを求める問題である。

《解説・講評》

X の罪責

A を切りつけた（第 1 行為）後、A 宅を放火し（第 2 行為）、A が死亡したこと

1 第 1 行為について

A 死亡は、直接的には、A 宅を放火するという第 2 行為から生じており、第 2 行為を行うときには、A を死亡させる意思はなかったため、殺人罪が成立するかが問題となる。

しかし、第 2 行為は、計画にしたがった、第 1 行為と関連性があるものであり、第 1 行為と A 死亡との間に因果関係がある。

X が認識した因果関係には錯誤があるが、故意犯の成立を妨げるものではない。

よって、殺人罪が成立する。

なお、類似の事案において、奈良地判令和 3・2・26（判時 2534 号 117 頁）は、被告人が殺意をもってなたで被害者の後頸部に損傷を負わせるという第 1 行為の後、被害者を集合住宅の被告人方へ移動させ、被害者がすでに死亡したと誤信して被告人方において放火するという第 2 行為をしたところ、被害者の死因は焼死であった事案において、被告人に殺人既遂罪が成立することについて、以下のように補足説明している。

被告人は第 1 行為時には殺意があったと認められるが、第 2 行為時には被害者が既に死亡していると誤信しており、殺意があったとは認められず、また、被害者の死因は判示のとおりいわゆる焼死であり、直接的には第 2 行為によって生じている。しかしながら、F 医師は、第 1 行為によって傷害を負った被害者がそのまま放置されれば 8、9 割の確率で失血死する旨証言しており、被害者は、第 1 行為によって、死亡する危険性が相当高い状態に至っていたと認められる。また、第 2 行為は、被害者の死体が被告人のものと誤解され、被告人が死亡したと扱われることを期待しての行為であり、第 1 行為の前から被告人の犯行計画に組み込まれていた上、第 1 行為によって被害者が重篤な傷害を負って抵抗等ができなかったからこそ、被害者を第 2 現場に運ぶことや第 2 行為を行うことが可能となったことからすると、第 1 行為と第 2 行為との結び付きは密接であり、第 2 行為が介在したことが異常であるとはいえない。そうすると、被害者の死亡の結果を第 1 行為に帰責することが、偶然生じた結果を被告人に帰責するこ

とになるとは到底いえず、死亡の結果は、第1行為により生じた生命への危険が現実化したものと評価することができる。したがって、第1行為と被害者の死亡との間には因果関係が認められ、被告人には殺人既遂罪が成立する。

2 第2行為について

非現住建造物放火罪の成否が問題となる。

Xは、現にAが住居に使用する建造物であるA宅に放火し、焼損させた。

しかし、Xは、Aが死亡したものと認識しており、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物に放火する意思であった。

そこで、現住建造物放火罪は成立しないが、非現住建造物放火罪と現住建造物放火罪の構成要件が実質的に重なり合う限度で、軽い非現住建造物放火罪が成立する。

なお、Aを死亡させたことについて、Aの死体を損壊する意思で行っており、過失致死罪が成立するが、独立して評価されない。

(講評)

答案の中には、問題意識なく、実行の着手を詳しく論じるものが散見された。また、放火罪の成立要件を論じないものが見られた。平素より、基本的な知識を確認し、論理的に記述することを心がけるようつとめられたい。

以 上